# いじめ防止基本方針

# 賢明学院幼稚園

他者への愛と思いやりを大切にした心の教育



#### 【はじめに】

いじめは、園児の心と身体の成長に大きな影響を及ぼし、かけがえのない命さえ も失いかねない極めて重大な問題であり、決して許されない行為であると考えます。 賢明学院幼稚園ではキリスト教的教育を行い、神さまから授かった命を大切に することをはじめ、人の立場に立って、相手を思いやれる心の教育の実践に努め ます。いじめ事象の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。いじめ事象が 起こった場合、学院全体の問題として捉え、対応いたします。

#### 《目次》

- 1. 基本理念
- 2. いじめの定義
- 3. いじめの未然防止・早期発見の取り組み
- 4. いじめへの対応
- 5. いじめ対策のための取り組み
- 6. その他留意事項

いじめ防止に関する賢明学院幼稚園の考え方

#### 1. 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全 な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。

全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりすることは絶対に許されないという姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じる事が大切である。そのことが、いじめの発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない園児の意識を育成することになる。また、ミッションスクールとして、聖書にある「互いに愛し合いなさい」の言葉の通り、人の立場に立って相手を思いやる心を育てることが大切である。

幼稚園として教育活動の全てにおいて聖書の教えに倣い、教職員自身が園児一人ひとりを人間としての尊厳を大切にし、園児の人格のすこやかな発達を支援するという子ども観、保育観に立って指導を徹底する。いじめは人間としての尊厳を著しく侵害する行為であるという認識のもとに、いじめ防止基本方針を定める。

#### 2. いじめの定義

#### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、園児に対して、心理的又は物理的な影響を与える行為であって、対象となった園児が心身の苦痛を感じているものをいう。具体的ないじめには、以下のようなものがある。

#### 事例

- ・戸外や室内での遊びに誘っても、仲間に入れてもらえない。
- ・間違えたことや、失敗を繰り返しからかわれる。
- ・何もしていないのに、悪口や嫌なことを言われる。
- ・遊ぶふりをして、叩かれたり蹴られたりする。
- ・物を隠されたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・自分だけ遊びに誘ってもらえない。

#### (2) いじめに対する教員の基本姿勢

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた園児の立場に立つ。たとえいじめられても、本人がそれを否定する場合もあることを踏まえ、園児の表情や様子をきめ細かく観察、記録するなどして確認する。いじめに対して教員がとるべき基本姿勢としては、以下のようなものがある。

- いじめはどの園児にも起こりうるものである。
- ・いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ・いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ・いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ・いじめは教職員の保育観や指導の在り方が問われる問題である。
- ・いじめは園と家庭とが一体となって取り組むべき課題である。
- ・子どもの発言に耳を傾け、よく聴いてやる。

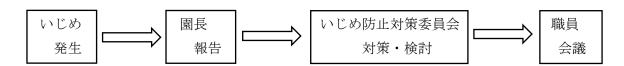
#### 3. いじめの未然防止・早期発見の取り組み

いじめ問題において最も重要なことは、「いじめが起こらない園づくり」とする未然防止の取組である。この取組の基本は、望ましい人間関係を築き、豊かな心を育み、園生活において生き生きと活動し、生活する園児主体の園づくりをすることにある。

#### いじめ対策のための組織

#### ◎組織名(いじめ防止対策委員) 構成員:園長・主任・担当教員

いじめをはじめとする問題行動について話し合い,問題行動が認められた場合の指導方針等を検討し年間活動目標を決定する。検討結果は職員会議で報告し,全教職員の共通理解の下,全教職員が指導に当たる。



#### ◎取り組み

- (1) キリスト教的人間観の育成
  - ・キリスト教的な人間観に基づき、誰でも大切にするという愛の精神を育む。
  - ・困っている友だちがいれば、声をかけられる子どもを育てる。
- (2) 園児の情緒の安定を図る
  - ・教員と園児の信頼関係
  - ・教員と保護者の信頼関係を築く、保護者の子育て支援をする
  - ・日々の保育の中で「身近な人と親しみ、かかわりを深め、愛情や信頼感をもつ」 ことや「社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける」こと等について、 適切な援助を行う。
- (3) 一人一人の実態を把握し、園児理解に努める
  - ・日々、園児の状態を把握し、記録をつける。
  - ・教員間の日々の情報交換で理解の共有化を徹底する。
- (4) 保護者との連携に努める
  - ・幼児は、困難を自分で伝えることが難しい。そのため、保護者と連携し、情報を 共有することに努める。降園の際に保護者と話をする機会を設け、保護者が気軽 に相談したり、情報交換をしたりできるようにする。また、学期に1回個人面談 を行う。
- (5) 専門家との連携を図る
  - ・必要に応じて、スクールカウンセラーによる園児の状態把握を行う。

学期	月	場	内容	対象
1学期	4月	職員会議	いじめ防止基本方針・人権教育指導計画の確認	教員
	5月	職員会議	学級経営案の作成,検討	教員
	6月	宗教の時間	身近な友だちとの関わりについて	園児
	7月	園行事	お泊り保育	園児
2学期	9月	職員会議	学級経営案の点検・見直し	教員
	10月	宗教の時間	命を大切にする、自然に親しむ	園児
	12月	宗教の時間	他者を思いやる心の教育	園児
3学期	2月	職員会議	学級経営案の反省、新年度目標の決定	教員
		園行事	お別れ遠足	園児
その他		研修会	いじめ防止・人権教育に関する研修	教員
	随時	学級の時間	他人を尊重することを含めた人権教育	園児
		学年会議	各学級の実態報告	教員
		いじめ対策会議	各学年からの実態やいじめに関する報告	委員
		SC 相談	スクールカウンセラーからの報告	教員
		宗教の時間	週に一度のカリキュラムに沿った指導	園児

#### 4 いじめへの対応

いじめの発見もしくは通報を受けた場合は、園児の担任や特定の職員が責任を抱え込む ことなく全教職員が対応するものとする。この場合、被害を受けた園児の心身を守るとと もに、加害園児に対しては、教育的な配慮の下、指導を行うこととする。 いじめが起こった際の対応については以下のものとする。

# (1) いじめの発見

いじめを発見したときには、速やかに全教職員による会議をもち対応を協議し、 早期解決に努める。

# (2) 園児からの聞き取り

いじめられている園児及びその他の園児等からの聞き取りにより情報収集を綿密に行って事実を確認する。いじめられている園児の生命及び身体の安全を最優先に安心感がもてるように努める。

#### (3) 加害園児への指導

いじめている園児に対しては、事実確認をし、毅然とした態度で指導にあたる。 いじめている園児の指導は、単に責任を問うたり謝罪をさせたりすることではなく、 その子どもが抱える課題に配慮しながら、人を大切にする心を思い起こさせるよう 導き、家庭と連携して行うよう努める。

#### (4) 被害園児へのケア

いじめられている園児の精神の安定を確保するため、養護教諭やスクールカウン セラーと連携しながら指導を行う。いじめが解消した後も、不安定にならないよう に十分な観察を行う。

保護者と連絡を密にし、情報を正確に伝えるとともに園における取組について説明 し、理解と協力を求める。

いじめている園児の保護者とも連絡を密にし、園での指導方針を伝え協力を求める。

#### 5 いじめ対策のための取り組み

- (1) いじめをはじめとする問題行動について話し合い,問題行動が認められた場合の指導方針を検討する。検討結果は職員会議で報告し,全職員の共通理解の下,全教職員が指導に当たる。
- (2) いじめ防止のための指導方針等を学期に1回検討し、より効果的な指導方針へと改善する。
- (3) いじめが確認された場合、速やかに対応を検討する。

## 6 その他留意事項

## (1) 組織的な指導体制

いじめへの対応は、全教職員による組織的な対応が不可欠である。そのために、 教職員の共通理解を図るとともに、いじめへの対応についての資質向上を目的とし た園内研修を行うことが必要である。 夏期休業中等、適切な時期に、目的を明確 にした研修会を行う。

# (2) 家庭との連携

いじめの防止には、家庭の協力が欠かせない。学年懇談会、学級懇談等で、いじめ防止のための取り組みについて報告をするなどし、家庭との共通認識を持つことに努める。